

2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 ADEKA
代 表 者 名 代表取締役社長兼社長執行役員 城詰 秀尊
(コード：4401、東証プライム)
問 合 せ 先 法務・広報部長 菊池 永敏
(TEL. 03-4455-2803)

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社株主から 2025 年 6 月 20 日開催予定の当社第 163 回定時株主総会において株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書」といいます。）を受領いたしました。

当社は、2025 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、本株主提案に反対することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名：株式会社シティインデックスイレブンス

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

上場子会社（現在、具体的には日本農薬株式会社）の保有方針について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件

(2) 議案の要領及び提案の理由

別紙に記載のとおりです。なお、別紙は、提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(理由)

当社取締役会は、現在、企業経営、サステナビリティ、グローバル、財務戦略・会計、人材開発等の知識・経験を持つ独立社外取締役 5 名、当社事業に精通している業務執行取締役 4 名及び常勤監査等委員である非業務執行取締役 1 名により構成されており、取締役総数の半数を独立社外取締役とすることで、取締役会の独立性と経営の透明性の確保を図っております。

そして、企業法務に精通し、コーポレートガバナンスについても十分な知見を有する者も含む独立社外取締役が、経営陣と独立した客観的な見地から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた助言と監督を行っております。さらに、監査等委員である取締役（独立社外取締役2名を含む3名）により構成される監査等委員会により、取締役の業務執行を十分に監視できる体制になっています。このように、当社取締役会においては、上記知見を有する独立社外取締役や監査等委員である取締役による監督の下、取締役全員が業務執行の状況、透明性、適正性、妥当性を把握し、共有した上で、重要な意思決定を行うことができる体制が構築されております。

また、当社は、2024年4月1日に公表した中期経営計画『ADX2026』において基本戦略の一つとして掲げている経営基盤の強靱化を図るべく、グループガバナンスとグループリスクマネジメントを一層強化することを目指しているところ、当社取締役会においては、当該基本戦略の下、上場子会社の保有方針を含む当社グループ全体のガバナンスについて継続的に議論を積み重ねてきており、提案株主が指摘している、少数株主との間の利益相反等の懸念事項への対応方針及びガバナンス体制の整備についても真摯な検討を行っております。なお、当社は、日本農薬株式会社の経営の独立性を尊重しつつ、提案株主が指摘している日本農薬株式会社の企業価値の向上についても検討を行っており、今後も継続的に検討してまいります。

また、上記の上場子会社の保有方針を含む当社グループ全体のガバナンスに関する考え方については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」に従い、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」により開示しており、今後も資本市場の皆様とのより良い対話に向け、開示の充実については不断の検討を行ってまいります。

本株主提案は、上場子会社の保有方針について検討するための社外取締役全員によって構成する「特別委員会」の設置を求めています。上場子会社の保有方針を含む当社グループ全体のガバナンスについては、当社グループ全体の経営戦略及び事業戦略と密接に関連するものであり、社外取締役のみによって構成する「特別委員会」よりも、上記のガバナンス体制が構築されている当社取締役会において、当社事業に精通する業務執行取締役も関与する形で議論、検討することに適する事項であると考えております。

そもそも、定款は会社の組織及び経営の根本原則を定めるものです。本株主提案では、特別委員会において、当社の上場子会社の保有方針について検討し、1年に1回以上、その検討結果を取締役会に対して意見表明として勧告し、かつ、株主に対し説明することを定款の内容とすることを求めています。このような上場子会社の保有方針の決定には、上記のとおり取締役会の経営判断に属すべき具体的事項が含まれており、それをどのような社内体制・プロセスで検討・判断し、公表するかについても、経営判断のために必要な知見・能力と情報を最も兼ね備えた取締役会が、その時々における状況を踏まえて決定すべき事項といえます。また、上記の取締役会における決定プロセスを経ることなく、検討段階にある具体的事項について株主に説明する義務を定款で一律かつ固定的に定めることは、資本市場に対し不要な憶測を惹起させるなどの危険性も含んでいることから、当社や当社の株主や投資家の皆様にとって適切なアプローチであるとはいえないものと考えております。このように、本株主提案が求める「特別委員会」設置に関する定款変更は、その性質上、定款に馴染まず、一般的な定款の範囲を超えたものであり、かかる定款変更により、かえって、経営判断及びそのプロセスの硬直性を招き、その機動性や柔軟性が損なわれる可能性もあると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以 上

本株主提案の内容

※提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

記

第1 提案する議題

上場子会社（現在、具体的には日本農薬株式会社）の保有方針について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件

第2 提案の内容

次の議案（以下「定款変更議案」という。）については、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決又は否決により、定款変更議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整（章番号及び条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る章及び条文を、必要な調整を行った後の章及び条文に読み替えるものとする。

上場子会社（現在、具体的には日本農薬株式会社）の保有方針について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件

現行の定款に次の章と条文を新設し、現行の定款の第7章を第8章に繰り下げ、従前の第31条から第35条をそれぞれ第32条から第36条に繰り下げる。

第7章 上場子会社の保有方針について検討するための特別委員会

（上場子会社の保有方針について検討するための特別委員会）

第31条 当会社の取締役会は、当社が上場子会社を保有する間は、上場子会社の保有方針について検討するための特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

2. 特別委員会は、当会社の社外取締役全員によって構成する。
3. 特別委員会は、当会社の株主価値向上の観点から、当会社の上場子会社について、売却、完全子会社化、上場を維持した状態での継続的な株主価値向上その他の保有方針について検討し、1年に1回以上、その検討結果を取締役会に対して意見表明として勧告し、かつ、株主に対し説明しなければならない。
4. 特別委員会の開催は四半期に1回以上とし、その決議は特別委員会を構成する委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。
5. 特別委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、任期その他の事項は、特別委員会において定める規則による。
6. 特別委員会は、必要に応じて外部のアドバイザーを利用することができるものとする。
7. 特別委員会の運営に必要な合理的な費用は、当会社の負担とする。

第3 提案の理由

本提案は、特別委員会の設置によって親子上場の是正について取締役会による検討と行動を促そうとするものである。親子上場は、株主価値の毀損やガバナンス、利益相反の懸念から長らく問題視されているが、当社は2018年に上場会社である日本農薬株式会社（以下「日本農薬」という。）を上場子会社化した。以降、日本農薬の株価は低迷してPBR1倍割れが常態化し、ROEは当社よりも低く、当社は日本農薬の保有により株主価値を毀損している。

親子上場が当社と日本農薬にもたらした悪影響は自明である一方、子会社化時に当社が企図していたシナジーは6年が経過した今も具現化していない。当社取締役会は日本農薬に関する決断を先送りにし、対策を怠ってきた。本定款変更により、当社は親子上場の是正及び子会社である日本農薬の抜本的な株主価値向上に向けた施策を検討するための仕組みを持つこととなる。

以上